

光市医師会報

昭和50年8月発行

No. 37



労働は生命なり、思想なり、光明なり

コーゴー

光市医師会

医師会月間行事

- ※7月22日(火) 納涼こん親会 於松原旅館
 ※8月12日(火) 定例理事会 於医師会館
 ○協議事項 (1)結核審査協議会委員の改選について (2)第4回山口県市部医師会長並びに副会長連絡協議会議題について、(3)牛島診療について、

クロム中毒

クロムは原子番号24番の銀白色の光沢のある金属で、比重は7.1で加工性に乏しく、1900度以上でないと溶解しない。安定した物質で、金属クロムそのものは、毒性は問題にならない。中毒の原因物質は、クロム酸、重クロム酸、酸化クロムと考えられる。

(1) 6価クロム

Ⅰ重クロム酸ナトリウム

赤色結晶、水溶性、皮革なめし、顔料、染料、アセチレンガスの精整、金属表面処理剤等に用ふ。

Ⅱ重クロム酸ナトリウム

赤色結晶、水溶性、皮革なめし、さびどめ、顔料、マッチの頭葉、海綿の漂白、電池、爆薬、医薬品に用ふ。

Ⅲ無水クロム酸

暗赤色針結晶、粒状結晶、水溶性、クロムメッキの主成分、さびどめ顔料、サッカリンの製造、硫安、メタノール、アセトンの製造の合成触媒、金属クロムの製造等。

Ⅳ重クロム酸アンモニウム

だいたい色、針状結晶、グラビア印刷の写真製版用、皮革なめし剤、アリザニン染料の製造等

(2) 3価クロム

Ⅰ酸化クロム

濃緑色粉末、水に不溶、塗料、印刷インキ、セメントからの着色顔料、各種金属の研磨剤、陶磁器、ホウロウの上薬等。

Ⅱ塩化クロム 紫色、水溶性、皮革なめし剤、電解メッキ用、媒染剤等。

(3) 毒性、症状

クロムメッキが盛んになった今世紀の初め頃からクロム化合物の有毒性はわかっていた。1919年に農商務省工務局が発行した「金属中毒の予防注意書」によると、手足の潰瘍、鼻中隔穿孔をおこすことが指摘されておる。1935年頃からメッキのクロム中毒が相ついで報告されている。中毒はこれら毒物の粉塵乃至は飛沫による皮膚粘膜の腐蝕によるものである。粉塵が皮膚に作用すれば掻痒性の小発疹を生じ、これは夏季発汗時に多発する。飛沫或は溶液が皮膚の微小損傷部に附着すれば腐蝕性潰瘍を形成して疼痛をおこす。粘膜に及ぼす影響としては、眼症状などもあるが、上部気道、特に鼻腔における症状が特異である。即ち急性鼻炎を起して鼻閉に苦しみ、或は頭痛、耳鳴などを訴える。これらの急性症状は間もなく鼻閉を残して漸次消退するが、腐蝕作用は尚進んで、遂には鼻中隔穿孔を生ずる。好んで冒す部位は軟骨部で、ここは知覚神経を欠いているため何等疼痛を覚えることなく、又嗅覚障害も伴わぬから、被害者は気がつかない。その他、咽、喉頭に急性、慢性の炎症を起すは勿論、進んでは肺癌をおこすことが指摘されておる。労働者が肺癌にかかりやすいという疑いは、1935年ドイツの科学者パイルにより、はじめて明らかにされた。クロム酸の発癌性についての多くの実験や、くわしいデータが出てきたのは1940年代である。WHOの国際ガン研究機関が1973年に発行した報告書「人間に対する化学物質の発癌性の評価」のなかで、はっきりとその発癌性が指摘されておる。6価クロムの労働環境基準は各国とも立方メートル当り0.1ミリグラム、水質基準は0.05PPmに定められてる。

労働法 (Ⅲ)

雇用保険法 (Ⅱ)

雇用保険制度の概要

(1)雇用保険制度の目的

(2)雇用保険制度のしくみ

(3)全産業への適用

雇用保険では、全産業の雇用労働者を対象とし、現在任意適用とされている商業、サービス業等の5人未満事業所や農林水産業も強制適用とすることとしている。全産業への適用拡大は、従来の失業保険制度においても課題とされてきたが、雇用保険の目指す質量両面にわたる完全雇用の実現の要請に応えるという観点から、全産業の労働者を対象にして積極的に雇用構造の改善、労働者の能力の開発向上等その福祉の増進に努めることを重視しておる、なお、農林水産業については、事業所把握などに困難が予想されるため、当面、5人未満労働者を雇用する個人企業を任意適用とし、段階的に強制適用としていくこととしている。

(4)失業給付

失業給付には、労働者が失業した場合にその生活の安定を図るために支給される求職者給付と、再就職を促進するために支給される就職促進給付の二種類がある。求職者給付は、失業者が求職活動をする間の生活の安定及び求職活動の援助を図る給付目的を明確にしたものであり、また、就職促進給付という名称も同様に、失業者の再就職を援助、促進しようという給付目的である。

1. 一般被保険者に対する求職者給付

一般被保険者に対する求職者給付としては、基本手当、技能習得手当、寄宿手当、傷病手当の4種類がある。基本手当は、失業保険制度でいえば、失業保険金に相当する。

イ)基本手当の給付率及び日額

基本手当の給付率については、従来の失業保険制度では、前職賃金の一律6割となっ

ていたが、これを改め、賃金日額3,000円-7,500円については6割、1,800円-3,000円については6割から8割までの範囲で賃金の低い者ほど給付率が高くなっておる。基本手当の日額についても、最低額1,440円、最高額4,500円と大幅に引き上げている。なお、低所得属の給付率を引き上げたことに伴い、扶養手当はなくなった。

ロ)受給期間

基本手当を支給する期間は、離職の日の翌日から起算して一年間であるが、出産、育児、傷病等により職業に就くことができない場合は、本人の申出により、最高4年まで延長し、将来再び働こうとするときに、基本手当の支給を受けながら求職活動を行うことができるようにしてある。

ハ)基本手当の所定給付日数

基本手当の給付日数は、従来の失業保険制度で保険料の納付期間の長短に応じて決定するという点を改め、就職の難易度に応じて決定され、最高200日から最低90日の範囲で、中高年令者や身体障害者など就職の困難な者ほど給付日数が長くなる。

ニ)給付日数の延長

基本手当の所定給付日数は、就職の難易度に応じて決定されるが、次の場合には、さらに給付日数が延長される。個別延長給付、訓練延長給付、広域延長給付、全国延長給付。

ホ)技能習得手当

技能習得手当は、受給資格者が公共職業訓練等を受ける場合に、基本手当に加えて支給されるもので、受講手当、特定職種受講手当、通所手当の三種類がある。

ヘ)寄宿手当

寄宿手当は、受給資格者が公共職業訓練等を受けるため、家族と別居して寄宿する場合に支給される。

ト)傷病手当

受給資格者が、公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをした後、傷病のために職業に就くことができなくなった場合に、基本手当相当額の傷病手当が支給される。

2. 季節出稼労働者等に対する求職者給付

季節的に雇用される者及び短期の雇用に就くことを常態とする者に対する求職者給付は、その生活実態等を考慮して、一般の被保険者と異なった特例一時金が支給される。

3. 日雇労働者に対する求職者給付

日雇労働者が失業した場合には、求職者給付として日雇労働求職者給付金が支給される。第1級2,700円、第2級1,770円、第3級1,160円

4. 就職促進給付

就職促進給付には、常用就職支度金、移転費、広域求職活動費の三種がある。

イ 常用就職支度金

高令者、心身障害者など常用就職が困難な受給資格者が安定した職業に就いた場合に、基本手当の30日分に相当する額が、常用就職支度金として支給される。

ロ 移転費

受給資格者が公共職業安定所の紹介した職業に就くため、又は公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けるため、移転しなければならない場合に、交通費、移転料及び着後手当が支給される。

ハ 広域求職活動費

受給資格者が公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする場合に、交通費及び宿泊料が支給される。

(5) 費用の負担

(1) 保険料率

雇用保険の保険料率は、失業保険制度と同じ、1,000分の13であるが、失業給付に要する経費は、1,000分の10の部分の保険料をあて、労使折半負担とし、雇用改善事業、能力開発事業及び雇用福祉事業に要する経費

は1,000分の3の部分の保険料をあて、これは事業主の負担とされている。

(2) 短期雇用特例被保険者を多数雇用する産業に関する特例

失業保険では、短期の離職者を発生させた事業主から特別保険料を徴集していたが、此の制度は廃止され、雇用保険では、短期雇用特例被保険者を多数雇用する農林水産業、建設業、清酒製造業等については、給付と負担の均衡化を図るため、保険料率は1,000分の15である。

(3) 高年令被保険者に関する保険料の特例

高年令者の雇用促進及びその福祉の増進に資するため、60才以上の被保険者については、労使の負担する保険料を免除することができる。

会 員 の 動 静

盧先生入院

牛島診療援助必要?

盧先生には7月4日眩暈と、えん下障害で発病、松村医院に入院後7月10日徳山中央病院に転入院された。

あとがき

クロム中毒が社会的な大問題となって来た。生産第一主義、繁栄の中の人間疎外。重金属中毒は早くから指摘されて居る筈なのにここに至るまで放置されたのは何故か。労働衛生行政の怠慢か、無関心か、はたまた無知か。

送行の名残の庭を掃きにけり

山彦

発行所	光市小周防1633の2林医院内 光市医師会 TEL 0833 (77) -2061
発行者	林 孝 之
編集者	会報編集委員会
印刷所	光市御崎町 中村印刷株式会社